

## 家康政権の対外政策とオランダ船貿易

——「平戸商館初期」の日蘭貿易実態（一六〇九～一六一六年）——

行 武 和 博

はじめに

近世日蘭貿易は、一六〇九年（慶長十四）幕府によるオランダ船来航許可の朱印状発給をもって、肥前国平戸松浦氏領内にて開始される。両国間の貿易関係は、それ以降幕府の課した商館所在地の変更（一六四一年長崎出島移転）や取引方法・交易品に関する諸規制の変遷を経て、一九世紀中葉の幕末期に至るまで継続したことは、周知のとおりである。

一方、同貿易を相手国側より見れば、十六世紀末アジア貿易に進出したオランダ勢力は、一六〇二年従来のアジア貿易諸会社（先駆諸会社 Vöörcompagnieën）を統合して連合東インド会社（Vereenigde Oostindische Compagnie、略称 VOC、以下「会社」と略記）を創設、資本を拡充してアジア海域商圏を拡大しつつ貿易活動を展開した。その過程において、平戸に商館を開設してオランダ船派遣による日本貿易を開始したのであり、ここに同「会社」のアジア貿易は、東アジア海域の北東端にまでその商圏を拡大することになる。

そこで本稿は、日蘭貿易開始の事情と平戸商館開設当初のオランダ船貿易実態について、家康政権の対外政策と「会社」側のアジア貿易政策

の両視点から、当時のわが国における貿易状況を踏まえながら、改めて考察するものである。その対象期間は、商館開設の一六〇九年以降一六一六（元和二）年までとし、この時期を本稿では「平戸商館初期」をして記述する。

同時期の日蘭貿易に関する先行研究においては、平戸商館が「会社の戦略的拠点であるか否か」に関する相対立する議論が見られる<sup>1)</sup>。本稿では、平戸商館における貿易取引実態を明らかにした上で、この議論に対して筆者の見解を提示することにする。

## 第一章 幕府の対外政策とオランダ船来航要請

## 第一節 対外貿易政策の基調

豊臣政権の後継者となった家康は、慶長三（一五九八）年以降国内の政治的支配権確立をめざし、外交・通商権を掌握する統一政権としての立場において、対外政策を積極的に進めた。

その政策は、和親外交・通商促進策を基調とするもので、朝鮮出兵で交戦関係にあった中国（明）・朝鮮との関係修復とそれに基づく通商関係の回復、東南アジア諸国との新たな外交関係構築による貿易促進、アジ

ア海域に拠点を置くポルトガル・スペイン両イベリア勢力との友好的外交・通商関係の締結、等に向けた諸施策を推進した。即ち、周辺アジア

諸国やヨーロッパ勢力との友好的外交関係締結に基づき、その下での彼我両国船の相互往来による公貿易体制の形成をはかるのである。これを内政面から見れば、既存の西国大名領内における貿易に対する再編成であり、統一政権による管理統制貿易とそれに基づく貿易独占化策である。

そこに形成された公貿易体制が朱印船貿易制度であって、海外渡航する日本船と来航する諸外国船に対して朱印状を発給して、日本船の渡航先における貿易と安全を保障、また諸外国船の日本来航時における安全と取引上の自由を保障した。この意味からすれば、朱印船貿易制度とは、「朱印状発給による内外貿易船に対する管理貿易制度」と定義することもできよう（広義の朱印船制度）。

上記の通商促進策は、慶長一四〇一八年（一六〇九一三）の時期に至って一層盛んな貿易状況を現出させた。慶長十四年新たなヨーロッパ勢力としてオランダ船の来航貿易が開始され、この時期大陸沿岸や東南アジア交易地からの中国船来航が増加傾向を呈する。同十六年八月長崎奉行長谷川左兵衛藤広は、駿府に赴き長崎の状況について「大明南蛮異域之商船八十餘艘入津、則快致商売」と報告、家康を喜ばせたと言う。<sup>(2)</sup>

更に同年九月には、長崎湾での抗争（一六一〇年一月マードレ・デ・デウス号事件）以降途絶していたポルトガル船貿易の再開が許可され、慶長十八年（一六一三）にはイギリス船の来航貿易が開始された。<sup>(3)</sup>

ここに至りわが国の貿易関係は、従来からの対馬・薩摩を介した朝鮮・琉球貿易に加えて、往来する貿易船は、中国船・東南アジア諸国船・ヨーロッパ船、そして海外渡航する日本船となる。

## 第二節 貿易の独占化策

斯様な貿易状況は、わが国の恒常的需要輸入品である中国・東南アジア産商品（生糸・織物・香葉類等）の供給量を充たすと共に、内外貿易船の積載品における同一性は、相互に日本貿易をめぐる競合化と商敵関係を生む状況を来すことになる。この情況は、家康政権からすれば、貿易の独占化に向けた諸国船の制限・規制化策、更には国内統治上で都合な貿易船の廃絶化をも可能としたと言えよう。

日本船の海外渡航貿易は、慶長十三年（一六〇八）以降西国諸大名に対する制限が強化され、同十七年までに鳥津・鍋島・有馬・平戸松浦氏など諸大名の朱印船派遣が途絶する。<sup>(4)</sup> 来航諸外国船においては、その来航・商業地の直轄地誘致や限定化策として現れる。

駿府の家康は、慶長十六（一六一一）年十月長崎奉行を介してスペイン船の来航地について、従来要請していた浦賀に加えて今後長崎来航を許可する旨をマニラ側に通知、同年十一月同様に長崎奉行に対して、中国沿岸より密航する中国船の貿易地について、「大明商船、雖至何浦、悉於長崎可逐商売」旨を指示した。<sup>(6)</sup> 更に、翌慶長十七年十月には、参府したオランダ商館長（J・スペックス）に対して、従来の平戸に替えてオランダ船の浦賀来航を勧めて同地視察を促した。<sup>(7)</sup>

以上の諸施策は、内外貿易船について、統一政権による貿易独占化策であって、既存の西国諸大名貿易に対する制限・廃除化策、諸外国船貿易に対する来航・貿易地の限定化策で、後者は直轄地の長崎・浦賀への集中化を狙ったものであることが窺える。ここに家康政権による貿易の管理統制とその強化策の展開を見ることが出来る。

この内外貿易船に対する規制は、国内のキリスト教禁制強化に伴って進展することとなる。慶長十八年十二月（一六一四年二月）全国に「バテレン追放令」を發布、畿内の宣教師やキリシタンは長崎経由で海外追放

となるが、その追放先はイベリア勢力の拠点であるマカオ・マニラである。両地から来航するポルトガル・スペイン船は、当然禁教策上警戒すべき貿易船となる。

更に、この禁教策は、布教はせずとも同様にキリスト教徒であるオランダ・イギリス人に対しても警戒の目は向けられた。即ち、元和二（一六一六）年八月ヨーロッパ船の国内商業地は、来航地の長崎・平戸2港のみに制限され、従来自由貿易の保障下に許容されていた上方・江戸等での商業活動は、国内禁教策の一環として禁止されるのである。<sup>8)</sup>

### 第三節 オランダ船の来航要請と貿易優遇策

家康政権は、一六〇五（慶長十）年及び翌一六〇六年バタニ（マレー半島東岸）のオランダ商館（一六〇三年設置）に向けて、オランダ船の来航貿易を要請する朱印状を発送した。後者の朱印状（慶長十一年十月十日付）は、シャム渡航の貿易商人今屋宗忠の朱印船に託されたが、その文面は次の様なものである。即ち、

「日本へ商船被渡候者、不可有疎略候、国々所々雖何之津湊、如何様に商売候共、可被心安候、押買押売違乱在之間敷間、舟何程成共渡海可然候、委曲従安仁方可申候也<sup>9)</sup>」

この来航要請において、①来航時の日本沿岸での安全、②来航地選択の自由、③貿易取引上の自由、④来航隻数の自由、をそれぞれ保障するもので、詳しくは添付した安仁（W・アダムス）の書翰にて示す旨通知している。上記文面の内容は、当時同政権がイベリア両勢力や東南アジア諸国との間で交渉・締結された貿易協定と略々同様のもので、慶長五（一六〇〇）年ポルトガル船に対する発給以降、ほぼ同一文面の「渡来御免の御朱印」が諸外国船に発給されていた。<sup>10)</sup>

従って、上記オランダ船に対する来航要請は、家康政権が当初より進

めていた和親外交・通商促進策の一環に位置付けることができる。更に、この来航要請の背景として、当時わが国から東南アジア諸国へ渡航する日本船の海上での安全確保は、東・南シナ海沿岸諸国や同海域に拠点を置くヨーロッパ諸勢力との友好的外交関係の形成が必要不可欠の状況からすれば、この時期既に同海域で活動するオランダ勢力との関係構築は、至当な対外施策であったと言えよう。

オランダ船貿易は、慶長十四（一六〇九）年七月付け来航許可の朱印状発給をもつて開始される。同貿易は、前述の様に家康政権からの要請にオランダ側が応じるかたちで開始されたものである故、来航地・商業地・売買方法等の取引形態は、オランダ側に大きな自由を許容したものである。この点が、既存のポルトガル船貿易に対して、相対的に有利な貿易状況として現出する（ポルトガル船貿易に課されていた生糸の「バシカド取引」等の取引規制から免除される<sup>11)</sup>）。

更に、同情況は前述した禁教策の進展に伴って加速され、布教を継続するイベリア両国とその敵対関係にあったオランダの両勢力に対し、幕府の姿勢に相異が生じて来る。慶長十七（一六一二）年十月オランダ商館長スペックスは、参府（駿府）時に受取った家康の「阿蘭陀国主」ナッサウ伯マウリッツ宛て返書に添えられた本多上野介正純の書翰において、同商館長の意向を容れてオランダ船来航地を従来通り平戸とすることが承認され<sup>12)</sup>、また要望した軍需品の発送及び雇用日本人の海外連出しの件が承認された<sup>13)</sup>。また、元和一（一六一五）年八月家康は、京都で引見した同商館長に対して、同年来航したオランダ船が日本沿岸で実施したポルトガル人ジャンク船捕獲行為を不問に付した上で、今後とも朱印状不携帯のポルトガル・スペイン船舶捕獲を容認する旨、言い渡した<sup>14)</sup>。

ここに、ヨーロッパ諸勢力に対する姿勢の相異と共に、諸勢力相互間の敵対関係を利用した家康政権の対外施策の一端を見るのである。

## 第二章 オランダ東インド会社のアジア貿易

### 第一節 アジア貿易進出と商圏拡大策

オランダのアジア貿易は、一五九五年C・ハウトマン船団（4隻）の喜望峯経由での渡航貿易をもって開始され、当時ヨーロッパ市場で需要の高い香辛料（胡椒・丁子・肉荳蔻・肉桂）を主体とするアジア商品を求めて、アジア航海貿易が実施された。その貿易商圏は、一六〇二年オランダ東インド会社の創設によって貿易資本を拡充させ、優越した海上軍事力を背景に、アジア海域の現地勢力や同海域に拠点を置くイベリア勢力に対する軍事的活動を通して、その商圏の拡大化を進展させた。

#### 1. アジア貿易商圏の拡大情況

同「会社」は、貿易資本を拡充して連年重裝備の船団をアジアに向けて発送する。本国から派遣された初期船団は、一六〇二年の第一次船団から一六〇七年の第五次船団（P・フルーフ指揮十三隻、内2隻が一六〇九年七月平戸に来航）までの期間、合計六四隻が本国を出帆した。<sup>15)</sup>上記の諸船団は、多数の兵士や武器類を裝備して出帆、アジア海域で敵対諸勢力との軍事的抗争を展開しつつ商圏の拡大化を進め、各地交易地に商館（一部に要塞建設）を開設するのである。

アジア海域の商圏は、「会社」創設以前の「先駆諸会社」期に、バンテン（一五九八年商館設置）・香料諸島（一五九九年モルッカ・アンボyna・バンダ諸島に商館設置）・アチュー（一六〇一年取引協定）に進出して、求める香辛料の産地・集散地を確保していたが、上記「会社」派遣の諸船団は、更にその交易圏の拡大化を進めたのである。<sup>16)</sup>

中国商品を求めてパタニ（マレー半島東岸、一六〇三年商館設置）やシヤム（国都アユタヤ、一六〇八年商館設置）に進出、両地に来航する

中国船から中国商品（生糸・絹織物・磁器等）を仕入れて、オランダ本国及び香辛料の対価品としてバンテン・香料諸島の諸商館に仕向けられた。猶、中国（明）に対する貿易交渉は、一六〇四年及び一六〇七年澎湖諸島と広東に赴き実施するが、海禁を理由に明官憲により拒絶される。更に、香辛料貿易の拡大をはかるために、その産地・集散地のジャワ島・香料諸島における需要品であるインド木綿を求めて、インド東岸のコロマンデル海岸地方（マスリパトナム、一六〇六年商館設置）へ進出した。<sup>18)</sup>以上が、「会社」の日本貿易進出（一六〇九年）以前におけるアジア海域商圏の拡大化情況である。

#### 2. 日本貿易進出—平戸商館の開設事情—

斯様なアジア貿易情況下、一六〇九年「会社」は日本進出を実施したが、上記した当時のアジア海域での貿易形態から見て、その商圏を日本にまで拡大する差迫った必要性はなかったと言える。勿論、当時「会社」側は、日本が銀産出国で最大の需要品が中国商品であることを熟知していた。しかし、同時期の「会社」は、ポルトガル人の拠点マカオの様な本格的な中国商品の仕入市場を確保できず、後年の如く貿易資金となる銀を求めて日本貿易に乗出す段階には至っていなかったのである。

「会社」の日本進出は、別の事情により実施される。即ち、当時オランダ本国においては、スペインに対する独立戦争（所謂「八十年戦争」）が継続していたが、漸く一六〇八年春に至り英仏の仲裁で和平交渉が開始され、勢力範囲の現状維持を条件とした休戦条約の締結交渉が進められていた。この状況において「会社」重役会は、同年四月アジア海域で活動中の第五次派遣船団の司令官フルーフに書翰を送り、休戦条約の締結以前に取引協定や武力制圧によって可能な限り交易地を拡大すべき旨、指令を發した。<sup>19)</sup>

この指令に基づき同船団は、翌一六〇九年マラッカ・マニラ等への遠征、モルッカ諸島での取引協定更新などを実施すると共に、同船団の内2隻を貿易交渉のため日本に向け派遣するのである。但し、同司令官の上記派遣船2隻に対する訓令では、日本渡航の目的について、①マカオから長崎に向うポルトガル船の海上捕獲をめざすこと、②その捕獲に失敗した場合には、日本に赴き貿易交渉を実施すべきこと、を指令して日本との貿易交渉は副次的目的であった。<sup>(20)</sup> その結果において派遣船2隻は、主なる目的の海上捕獲に失敗、一六〇九年七月平戸に入港して幕府との貿易交渉に臨んだのである。

即ち、「会社」の日本進出は、貿易上の利益獲得に十分な見通しをもって実施されたものではなく、アジア海域貿易におけるイベリア勢力との対抗上、交易の既得権拡大を目的に実施されたものであった。故に、商館開設当初の貿易は、次章以降に述べる状況を呈することになる。

## 第二節 アジア貿易体制の確立

オランダ本国の「会社」重役会は、一六〇九年九月「東インド総督制」を決定した。即ち、アジア海域に分布する商館・要塞・船団・会社職員・兵士等に至る全オランダ勢力は、東インド総督 Gouverneur-Generael 及びその諮問機関である東インド評議会 Raad van Indie によって組織された「東インド政庁 Hooge Regering」によって、統一的に管理統轄されることになり、初代総督に P・ボート (Pieter Both) が任命された。翌一六一〇年一月彼は、第六次派遣船団(8隻)の司令官としてバントレン商館に赴き、同地に「東インド政庁」を設置する(一六一九年以降バタヴィアに移転)。

更に、上記決定の際「会社」は、アジア貿易の財政情況把握のために、各地商館に対してイタリア式複式簿記法に基づく会計帳簿の作成を指示

し、作成した帳簿の副本を毎年「東インド政庁」及びオランダ本国宛てに送付すべき旨を命じる。<sup>(21)</sup>

この再編された新たな貿易体制のもとで、「会社」のアジア海域での商圏は益々拡大に向う。新たに進出した交易地は、平戸商館が開設される一六〇九年以降一六一六年に至る期間、ジャワ島のヤカトラ(後年バタヴィアと改称)・グレシク、ボルネオ島のスカダナ、スラウエシ島のマカッサル、ソロール等、バントレンから香料諸島間に位置するジャワ海沿岸、更にモカ(アラビア)やスーラト(インド北西岸)等に進出して、取引協定の締結や商館の開設が実施される。<sup>(22)</sup>

## 第三節 ヨーロッパ諸勢力との軍事的抗争

オランダの商圏拡大は、既述の如く優越した海上軍事力を背景に、アジア現地の諸勢力のみならず、同海域に活動拠点を置くポルトガル・スペイン勢力、新たに進出して来たイギリス(一六〇一年イギリス東インド会社のアジア貿易開始)を含むヨーロッパ諸勢力に対して、単に商敵としての競合関係に留まらず、海戦・船舶捕獲・拠点攻撃などの武力抗争を伴って進められた。それは、当然日本貿易をめぐる抗争へと波及するのである。

### 1. 対ポルトガル勢力

アジア海域におけるポルトガル勢力に対する攻撃は、スパイスの特産地である香料諸島で開始される。「先駆諸会社」派遣の諸船団は、一六〇〇年モルッカ諸島とアンボイナ島のポルトガル要塞を攻略、その後「会社」の第二次派遣船団は、一六〇五年ポルトガル人と敵対していたテルナテ島王を支援して、バンダ諸島を含む香料諸島からポルトガル勢力を駆逐した。<sup>(23)</sup>

重装備のオランダ船団は、一六〇一年以降ポルトガル勢力の拠点ゴア・マラッカ・マカオ等に対する海上封鎖・海戦・船舶捕獲を実施する。その一環として、前述のマカオから長崎向渡航ポルトガル船に対する捕獲計画（一六〇九年）、後述の平戸渡航オランダ船（ヤカトラ号）による日本沿岸でのポルトガル人ジャンク船（サン・アントニオ号）捕獲（一六一五年）等が行われた。

## 2. 対スペイン勢力

スペイン勢力に対する軍事活動は、アジア現地の本拠地マニラに対する遠征と共に、スパイス貿易をめぐるモルッカ諸島での抗争として展開される。

「先駆諸会社」派遣のO・ノールト船団は、一六〇〇年十二月マゼラン海峡経由にてフィリピン諸島に赴き、マニラ湾でスペイン船との海戦に至る。<sup>(23)</sup>その後「会社」派遣の諸船団は、一六〇九年以降マニラ沖遠征を実施、第五次派遣船団はスペイン船との海戦で敗北するが（一六一〇年）、一六一六年九月モルッカ諸島を出帆した司令官J・ラム指揮の艦隊（10隻）は、マニラ沖にてスペイン船（マニラアカブルコ間のガレオン貿易船）やマニラ来航中国船に対する捕獲活動を開始した。<sup>(25)</sup>

モルッカ諸島での抗争は、同地特産品のスパイス（丁子）をめぐるものである。オランダ勢力は、既述の如く一六〇五年香料諸島のポルトガル勢力を駆逐したが、翌一六〇六年四月マニラ長官（P・アクーニャ）率いるスペイン軍のモルッカ諸島遠征によって、同諸島の主要な五島が攻略され、同地のオランダ人は追い出された。<sup>(26)</sup>これを契機に、一六〇七年以降「会社」の諸船団は、同地のスペイン要塞に対する攻撃・攻略を開始、両者間の抗争は、スペイン勢力が同諸島から完全撤退する一六六三年まで継続するのである。

日本最初の来航イギリス船クローブ号は、一六一三年三月バンテンを出帆してモルッカ諸島経由で平戸に入港する。同船の船長J・セーリスは、その『日本渡航記』に同諸島における両勢力の抗争状況を記載している。それに依ると、オランダ勢力の要塞は、同諸島の全島各地に建設されており、対するスペイン側の要塞は、テルナテ・チドール両島に各一ヶ所のみである旨を述べて、同時期におけるオランダ側の優勢な状況を伝えている。<sup>(27)</sup>

## 第三章 「会社」の日本貿易策—平戸商館の貿易開拓—

「会社」の日本進出は、既述の如く貿易上の利益獲得に十分な見通しをもって実施されたものではなかった故、平戸商館開設当初の貿易は、交易地として十分な成果を上げることが出来ない状況にあった。そこで、初代平戸商館長スベックスは、日本貿易の拡大に向けた諸施策を実施、その貿易開拓のなかで、アジア北東端に位置する平戸商館は、当時「会社」が進めていた海上軍事力を背景としたアジア商圏拡大策において、有効な機能を果たすことになる。

### 第一節 商館開設当初の貿易情況

平戸商館開設時の当初資金は、一六〇九年貿易交渉船（2隻）が齎した積荷品で、若干の貨幣（レアル銀貨三〇〇枚）、パタニ商館仕入品（生糸・絹織物・胡椒）、オランダ本国仕入品（鉛）等である。この内、中国産の生糸・絹織物の仕入総額は、一五、九九〇グルデン（換算銀額五三貫三〇〇匁、当期の換算比率は丁銀一〇匁≡三グルデン）で、生糸・鉛の一部および絹織物（全四〇反）は、贈呈用準備品とされた故、販売用商品としては、生糸・鉛（二〇四本）・胡椒（一二、〇〇〇斤）の3品目であった。<sup>(28)</sup>

翌慶長十五年（一六一〇）のオランダ船来航は皆無であつた故、商館長スベックスは、同年九月シヤム渡航日本船での便乗貿易を開始した。

同商館長は、長崎出帆の日本人ヤザエモン（Jasamon 木屋弥三衛門）の朱印船にオランダ商館員（2名）を客商として乗船させ、貿易資金として日本銀（丁銀と灰吹銀、総額三六貫目）及びシヤム商館長宛て書翰を携帯させた。この書翰（一六一〇年十一月付）では、日本船便乗によつてシヤム・パタニ両商館での日本向商品の仕入開始を通知すると共に、オランダ船の平戸来航を督促している。<sup>(29)</sup>

慶長十六（一六一一）年六月上記の便乗オランダ商館員がシヤムより帰帆、またバンテン出帆のオランダ船一隻（ブラック号）が、パタニ商館経由で平戸に入港した。前者の帰荷品は、その史料を欠くがシヤム商館での仕入品（現地産及び中国商品）であろう。後者の積荷品は、パタニ商館で仕入れた中国産の生糸・絹織物と胡椒、オランダ本国仕入品の毛織物・鉛・銅・象牙である。<sup>(30)</sup>

同年（一六一一）の貿易状況について、W・アダムス（三浦按針）はイギリスのバンテン商館宛て書翰（一六一一年十月付）の中で、「日本には、金銀が豊富であります故、オランダ人は本国より東インドへの金銀の供給の必要なく、当地（日本）で獲得した金銀を東インドの諸地域へ貿易資金として供給できるのです。この金銀を獲得するための最大の商品は、生糸・緞子・黒色琥珀織・上質羅紗・鉛等である」旨通知している。<sup>(31)</sup>但し、この記述内容は、当時平戸商館がめざしていた貿易形態であつて、この時期の貿易実態は、上記の如く来航船自体が誠に僅少な状況にあつた。

## 第二節 平戸商館長H・ブラウエルの日本貿易案

斯様な貿易状況において、次期商館長として赴任して来たブラウエル

（Hendrick Brouwer）は、バンテン商館の東インド総督ポート宛て書翰（一六一三年二月十一日付）を出帆船（R・パイレン号）に託して発送し、今後の日本貿易に関する提案を行なう。<sup>(32)</sup>その内容は下記の如し。

①香料諸島と平戸間の航海は、フィリピン諸島東方を北航すれば四ヶ月余で往復可能であり、胡椒と香料諸島産の丁子・肉荳蔻は、日本で需要高く利益獲得の見込みがあること。またシヤム産の蘇木は、赤色染料として大きな需要があること。

②日本皇帝（将軍）から渡航許可証（朱印状）を入手すれば、当地からの海外渡航も可能であり、オランダ人と雇用日本人による渡航貿易が実施できること。

③同船にて日本の小船一隻を送付するが、これは速力大にして有益な船である故、今後の注文に向けた見本とすること。

④今回の参府時、皇帝（大御所家康）から日本人の海外連れ出しの許可を得ました故、今後如何程でも日本人を雇用して発送できること。

本年同船（R・パイレン号）で発送する日本人六八名は、兵士・水夫・大工・鍛冶職人・左官として雇用したものであること。

⑤日本貿易は、当地最大の需要品である中国産品を獲得しなければ、大きな利益は期待できない故、スペイン人がマニラで実施している様に、台湾島に商館を設け同地来航の中国船と貿易を行なえば、仕入れた中国産品による日本での利益獲得は可能であること。

上記の貿易案を要約すれば、平戸と香料諸島間の直航貿易、わが国の朱印船制度を利用した日本からの渡航貿易、雇用日本人の海外連出し、最大の需要品獲得に向けた中国貿易進出、以上の4点である。

一六一二（慶長十七）年十月ブラウエルは、前商館長スベックスと共に参府（駿府）してマウリッツの家康宛て返書（一六一〇年十二月十八

日付)を呈し、その際に雇用日本人及び軍需品となる食糧品・武器類の発送を要望して承認を得た。<sup>33)</sup> 既述の如く当時モルッカ諸島では、スペイン貿易をめぐるスペイン勢力との軍事的抗争が展開されていた故、同海域向け軍需品や雇用日本人の補給は、「会社」がスパイス貿易を確保する上で、重要な意義を有していたのである。

これ以後の平戸商館貿易は、上記提案に沿って進展することになる。同年(一六一三年)以降オランダ船は、香料諸島向け渡航を開始して各種軍需品と雇用日本人の発送を実施した。この状況について、W・アダムスは、「オランダ船は、当地(平戸)から米・魚・ビスケットなどの食料品や軍需品、水夫や兵士などを積載して出帆している。故に、モルッカ諸島での抗争が継続する限り、当地はスペイン人にとって大きな悩みの商館となろう」と、バンテンのイギリス商館宛て書翰(一六一三年一月二十二日付)に述べている。<sup>34)</sup>

更に、元和一(一六一五)年には、わが国の朱印船制度に基づく渡航貿易を開始、再任された商館長スベックスがシヤム向け渡海朱印状(同年九月九日付)の発給を受けて、「会社」所有ジャンク船によるシヤム商館向け渡航貿易が実施された。<sup>35)</sup> 但し、中国貿易の開拓つまり台湾島進出については、後年の一六二二(元和八)年「会社」のアジア貿易全体の規模拡大策として、東インド総督J・P・クーンにより着手される。

#### 第四章 「平戸商館初期」の取引実態(一六〇九〜一六一六年)

商館開設当初のオランダ船は、バンテン出帆船が途中バタニやシヤム商館を経由して平戸に入港、また同様の航路でバンテンに向けて帰帆する航路形態を基本とした。それに加え一六一三年以降、平戸と香料諸島間の往復航海貿易、一六一五(元和一)年以降には、「会社」所有ジャンク船による平戸とシヤム間の朱印船貿易が開始された。

表1 「平戸商館初期」の来航オランダ船一覧(1609~1616年)

[単位:f.グルデン]

年	隻数	輸出品額	発送地	積荷 品目
1609	2	f. 15,990:56	バタニ	生糸・絹織物・象牙・胡椒・鉛・印子盃・鏡・レアル銀貨
1610	0	—		
1611	1	*	バンテン・バタニ	*(生糸・絹織物・毛織物・象牙・胡椒・鉛)
1612	2	39,739:1:3	バンテン・バタニ	生糸・絹織物・毛織物・胡椒・肉桂・大黃・鉛・銅・ガラス器・蠟
1613	0	—		
1614	2	*	バンテン・バタニ	*(生糸・絹織物・毛織物・鮫皮・鹿皮・伽羅・朱・硼砂・磁器等)
1615	2	40,764:6:7	バンテン・バタニ	生糸・絹織物・鮫皮・大黃・水銀・蠟、他に捕獲品(中国商品)
1616	3	30,565:5:3	バンテン・バタニ・シヤム	毛織物・鮫皮・鹿皮・象牙・蘇木・黒漆・鉛・金属製腕輪

史料: Ms. N. A., Aanwinsten 1910 xv-3; VOC. 628, 635, etc.

\*史料欠

註1. 輸出品額は積荷経費を含む。1609年の輸出品額は、生糸と絹織物2品目のみの総額、その他は不詳。

註2. 1615年は、上表以外に平戸に連航して来た捕獲ジャンク船1隻(積荷品の評価額7,969グルデン余)有り。

註3. 1611年及び1614年の\*(積荷品目)は、当該年の書翰(註31)と上方での販売品(後述の「表5」)に基づく輸出品を示す。

註4. 単位グルデン gulden: 表記符号 f. (florijn に因む)。1グルデン=20ストイフェル stuyver=320ペニング penning、この時期日本銀との換算比率は、丁銀10匁=2.9375グルデン。

この「平戸商館初期」について、伝存史料に基づき来航隻数・その輸入品額と品目・発送地商館を集計したものが「表1」である。同期のオランダ船来航数は、年平均一隻程度の僅少な状況で、その輸入品額（「会社」側の仕入額）は三〜四万グルデン程度（換算銀額一〇二〜一三六貫目余）で、後年の貿易全盛期を呈する寛永後期の貿易情況（一六三五〜四〇年、年平均の来航数一〇隻余、同輸入品額三〇〇万グルデン余）と比較すれば、交易地として充分機能を果していなかったことが知れる。<sup>36</sup> 斯様な貿易情況は、オランダ本国の「会社」重役会をして、日本商館の撤退について、バンテンの東インド政庁宛て書翰（二六一年三月付・一六一七年十月付等）で勧告させたのである。<sup>37</sup>

そこで本章では、計数的貿易史料の伝存する一六一五（元和一）年を分析年として、同時期における日蘭貿易の取引実態を具体的に見る。

### 第一節 来航船と輸入品

本年（一六一五年）の来航船は、「表1」に示す如くオランダ船2隻、その内の一隻ヤカトラ号が、航海途上の日本沿岸（女島沖）で捕獲したポルトガル人ジャンク船（サン・アントニオ号）を連航して平戸に入港した。平戸商館の輸入品は、上記来航船の積荷品以外に、商館員が便乗した朱印船（船主は日本在住オランダ人ヤン・ヨーステン）によるシャム仕入品が存したが、同帰荷品を記載した史料の伝存を欠く。

そこで本年の来航船（2隻）の積荷品について、伝存史料（各船携帯の「送り状*factuala*」）に基づき集計したものが「表2・3」である。その内「表2」では、オランダ船の船名・輸入品額・発送地商館及び捕獲船の積荷品評価額を表出、「表3」では来航船（2隻分）の輸入品について、分類別品目とその数量・仕入額・産地等を集計算出した。猶、エルクハイゼン号の積荷の内バンテン発送品については、同地発送品に関

する「送り状」が伝存しない故、総額のみで品目明細は不詳である。従って「表3」は、来航船2隻によるパタニ商館発送品の具体的品目を示すものである。

輸入品の内訳は、分類すると中国産の生糸・織物（絹）類が圧倒的割合（仕入額にして9割余）を占め、その他はシャム産鮫皮・カンボジア産蠟という品目構成である。

発送地のパタニは、既述の如く一六〇三年にオランダ商館が設置され、同地に來航する周辺諸国商船を相手に取引を開始、とくに中国船から仕入れた各種中国産商品は、オランダ本国や香料諸島に仕向けられた。同商館は、一六〇八年八月同地來航の中国船に対する「注文書」において、生糸・絹織物・磁器の搬入を要望、また同年九月同地出帆のハウダ号には、オランダ本国内向商品として生糸・絹織物・磁器・漆器など各種中国商品が積載される。<sup>38</sup> つまりオランダ東インド会社は、一六〇九年の日本貿易進出を契機に、パタニ商館で仕入れた中国商品の一部を、新たに平戸商館向け商品として発送を開始したのである。

本年（一六一五）八月平戸に連航されて来た捕獲船（サン・アントニオ号）に関して、既述の如く幕府がその海上捕獲を不問に付した故、同船体及び積荷品は「会社」の所有に帰した。同年十一月七日平戸商館において、捕獲船体及びその積荷品の評価額に関する決議がなされ、その内容を記載した史料が伝存する。<sup>39</sup> そこで、同評価額の明細を「表4」で表出する。

捕獲ジャンク船の船体は、銀額二五貫目と評価された上で「ホープ*Hoop*号」と改名して、同年以降平戸とシャム両商館間を往復渡航する貿易船として使用された。同船の積荷品は、中国産生糸・麝香・黒檀など合計8品目が総額二七貫一三〇匁に評価される。これら捕獲品は、販売や将軍充て献上品等に仕向けられると共に、麝香・黒檀の一部は、シャ

表2 1615年の来航オランダ船一覧

[単位：f. グルデン]

入港日	船名	輸入品額(含積荷経費)	バンテン商館	パタニ商館
1615.8.18.	ヤカトラ号	f. 11,949: 8: 7	-	f. 11,949: 8: 7
1615.8.18.	エンクハイゼン号	28,814:18: -	f. 8,081:13: -	20,733: 5: -
	合計	f. 40,764: 6: 7		f. 32,682:13: 7
1615.8.18.	捕獲船 (P 船)	f. 7,969: 8:12	生糸・麝香・亜鉛・金製腕輪・黒檀・針・油・珊瑚の8品目の評価額	

史料：Overgekomen brieven (voc.1061, f.252; voc.1963, f.467, facturen) 価額単位：丁銀10匁=2.9375グルデン換算。

註1. 捕獲船は、海上捕獲したポルトガル人のジャンク船サン・アントニオ号、その捕獲積荷品額は見積り評価額。

註2. エンクハイゼン号のバンテン商館発送品は、総額 (f. 8,081:13:-) のみ判明、品目明細は「送り状」の伝存を欠くため不詳。

表3 1615年来航オランダ船の輸入品分類別一覧 (パタニ商館発送品、2隻分)

分類	品目	数量	仕入額	合計 (%)	産地
A：生糸類					
	白糸 witte rouwe sijde	4,512.5斤	f. 20,141:11: 2		中国産
	ポイル糸 pool sijde	1,543.5斤	5,285: -: 6		中国産
	撚糸 getweerde sijde	125.0斤	734: 7: 8		中国産
	フロス糸 flos sijde	24.0斤	132: 3:12		中国産
		6,205.0斤	f. 26,293: 2:12	80.45%	
B：織物類					
	縐子 satijn	220反	f. 2,538: -: -		中国産
	海黄 armosijn	225反	777:17: -		中国産
	緞子 damast	62反	680: 6: 8		中国産
	天鵝絨 fluweel	36反	479: 8: -		中国産
	呉紹服連 groffgreijn	10反	105:15: -		中国産
	金羅紗 goude laecken	5反	35: 5: -		中国産
		558反	f. 4,616:11: 8	14.13%	
C：皮革類					
	鮫皮 rochevel	1,190枚	f. 593:12: 6	1.82	シャム産
D：香薬類					
	大黃 ribarber	206斤	f. 60: 7: 6	0.18	中国産
E：金属類					
	水銀 quicksilver	7,625斤	f. 17:12: 8	0.05	中国産
F：各種品					
	蠟 wasch	2,500斤	f. 1,029:18: 5	3.15	カンボジア産
	積荷経費 (収納木箱代等)		f. 71: 8:10	0.22%	
合計 (パタニ商館発送品14品目)			f. 32,682:13: 7	100.00%	[パタニ発送品]
バンテン商館発送品額 (品目不詳)			f. 8,081:13: -		
			f. 40,764: 6: 7		「輸入品総額」

史料：Ms. N. A., Overgekomen brieven (VOC.1063, f. 467, facturen)

註1. 上表は、1615年来航船によるパタニ商館発送品 (2隻分) について品目分類別に集計したものである。

註2. 価額単位：丁銀10匁=2.9375グルデン換算。

表4 1615年捕獲船の積荷品等に関する見積り評価額

[単位：T.テール, f.グルデン]

捕獲ジャンク船サン・アントニオ号の船体および積荷品の見積り評価額					
ジャンク船	joncke	160ラスト	船体評価額	T. 2,500:--	f. 7,343:15: -
<積荷品>					
黒檀	ebbenhout	260,000斤	100斤に付4 マース (丁銀4 匁)	T. 1,040:--	f. 3,055: -: -
亜鉛	spialuter	13,150斤	100斤に付10テール (同100匁)	T. 1,315:--	f. 3,862:16: 4
油 (船体用)	olije	60壺	1 壺に付1.5テール (同15匁)	T. 90:--	f. 264: 7: 8
金製腕輪	goude armring	12個	重量9.8テール、金1 テール=銀100匁	T. 98:--	f. 287:17: 8
麝香	muscus	11 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> 斤	1 斤に付12テール (同120匁)	T. 135:--	f. 396:11: 4
中国産生糸	rouwe sijde	16斤	1 斤に付1 テール (10匁)	T. 16:--	f. 47: -: -
硼砂	boras	10斤	1 斤に付4 マース (4 匁)	T. 4:--	f. 11:15: -
針	naelden	1箱	—	T. 15:--	f. 44: 1: 4
積荷品合計				T. 2,713:--	f. 7,969: 8:12
合 計……………				T. 5,213:--	f.15,313: 3:12

史料：Overgekomen brieven, VOC.1061, f. 252. (1615年11月7日付の平戸商館「決議録」)

註1. 価額単位：丁銀1 テール (10匁) = 2.9375グルデン換算。

註2. 捕獲品は、販売・贈呈用に仕向けられ、一部は海外諸商館に向けて転送される。

ム・バンテン両商館に向けて転送された(後述の「表7」参照<sup>(40)</sup>)。

第二節 商品売買取引—上方での取引形態—

平戸商館の商品売買取引は、当時幕府がオランダ商館側に許容していた商業地選択自由の保障に基づき、商館所在地の平戸をはじめ長崎・上方・駿府・江戸等において実施される。平戸以外での場合は、各地に派遣されるオランダ商館員が定宿とした貿易商人の家屋を拠点にして、同宿主を介して輸出入品が委託売買された。

この時期の平戸商館では、後年の如く体系的な会計帳簿作成が実施されていなかった故、商品売買状況の全容を明らかにすることは出来ない(同商館帳簿は一六二〇年八月作成開始)。但し、当時長崎・上方等に派遣された商館員は、その商品取引に関する報告書翰やそれに添付した売買商品の「覚書 memoire」を平戸商館に送付しており、これら伝存する書翰類によって取引状況の一部を明らかにすることは可能である。

そこで本章では、上方駐在員から送付された上記書翰類に基づき、商館開設当初における輸出品販売と日本仕入品購入の実態を見ることにする。猶、同時期における商品売買に関する実態解明は、従来皆無に近い研究状況にある。

1. 輸出品の販売

平戸商館員E・ウォルテルセン (Eiebert Woutersen) は、一六一四(一六年(慶長十九(元和二))の期間、上方駐在員として大坂・堺・京都での取引業務を担当する。その間同駐在員は、上方での市況や売買商品に関する報告を逐次平戸商館に送付していた。

そこで「表5」は、同商館員が送付した報告書翰等に基づいて、一六一四年九月から翌一六一五年七月の期間における上方での取引状況につ

表5 平戸商館の商品売買情況（於上方、1614年9月～1615年7月）

期日	輸入品販売				日本仕入品購入				史料
	場所	品目	数量	単価	場所	品目	数量	単価	
1614年									
9月					大坂	板材	835枚	1.4～9匁/枚	1614年
						厚材	200枚	1.2～3匁/枚	9月7日付書翰
11-12月	堺	大羅紗	10反	130～180匁/間					
		スタメット	3間	115匁/間					
		カルサイ	3 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 間	47.7匁/間					
	大坂	大羅紗	6反	130～230匁/間					
		鉛	3,506斤	70匁/100斤					
	京都	大羅紗	14反	120～150匁/間					1615年
1615年		スタメット	5反	115～175匁/間					2月9日付書翰
2.15.	京都	大羅紗	2反	125・130匁/間					
		スタメット	1反	118匁/間					
		天鷲絨	1反	80匁/反					
		繻子	1反	70匁/反					
		鯨皮	3,000枚	80匁/100枚					2月28日付書翰
					堺	日本紙	300枚	12匁/100枚	同上
3.25.	大坂	鹿皮	2,650枚	200匁/100枚					4月11日付書翰
4月	大坂	鹿皮	1,000枚	200匁/100枚					
	大坂	○売掛金回収（6貫880匁）							5月1日付書翰
5.15.	京都	○平戸から商品搬入（商館員 M.ブルッケ） 毛織物・伽羅・蘇木・鯨皮・鹿皮・磁器等							5月17日付書翰
5月	京都	大羅紗	1反	140匁/間					
		天鷲絨	4反	80匁/反					
		繻子	9反	50・70匁/反	(大坂)	●明後日、家康京都より大坂出陣との由			
		鯨皮	1,050枚	80・95匁/100枚	(堺)	●一昨日、堺の町焼失せり			5月28日付書翰
6月	京都	○諸商人より売掛金一部回収（20貫目）				灰吹銀	両替の件を京都宿主に相談		6月11日付書翰
					京都	銅	4,000斤	84.0匁/100斤	同上
6月					京都	銅	16,000斤	85.8匁/100斤	
						日本絹衣服（羽二重・綾）		—	6月29日付書翰
	京都	天鷲絨	2反	80匁/反					
		繻子	49反	43・70・75匁/反					
		スタメット	2間	123匁/間					
		鯨皮	—	82匁/100枚					
		鹿皮	3,200枚	180-305匁/100枚					同上
7月					京都	銅	5,600斤	—	
						灰吹銀	両替して平戸へ送付予定		7月29日付書翰

史料：Ontfangen brieven, NFJ. 276（「平戸商館受信文書」1614-15年）

註1. 上表は、上方駐在オランダ商館員の平戸商館宛て書翰等に基づいて作成したものである。

註2. 販売商品は、すべて1614年来航オランダ船（2隻）の輸入品（1615年は同年8月来航開始）。

いて、整理・集計したものである。猶、この時期上方では大坂の陣が勃発するが、同戦乱がオランダ人の取引にも多分に影響した旨、同書翰には記述されている<sup>(41)</sup>。

一六一五年二月九日（慶長二〇年一月十二日）付け堺発信の書翰には、販売商品の「覚書」が添付され、そこには大坂の宿主クロビヨウエ殿（天野九郎兵衛）を介し委託販売した品目とその数量・価格（売上単価）が記載されている。即ち、一六一四年十一月～十二月の期間、堺・大坂・京都にて毛織物（大羅紗・スタメット・カルサイの3品目、計三五反余）と鉛（三、五〇六斤）が販売された（「表5」参照）。

この時期は、幕府による豊臣氏攻撃（大坂の陣）の最中であるが、上方駐在員による輸入品販売状況は、「表5」にみる様に毛織物（3品目）・絹織物（繻子と天鷲絨）・皮革類（鹿皮と鮫皮・鉛の合計8品目である。更に、一六一五年五月平戸商館員M・ブルッケ（Matth. van Brecke）は、上方からの注文に基づいて、新たに各種輸入品（毛織物・皮革類・伽羅・蘇木・磁器等）を平戸から京都に輸送し、京都の宿主ジュヒョウエ殿（Juchiojedonne）を介した委託販売が実施された。

上方における販売形態は、掛販売つまり後日代金支払い契約による商品売渡しが行われ、一六一五年四月大坂にてスケザエモン殿（Sckiesajmondonne）から売掛金（六貫八八〇匁）を回収、また同年六月京都商人ヨエモン殿（Joijmondonne）等から売掛金の一部回収として、銀二〇貫目を受取っている（「表5」参照）。猶、上記した上方での販売品は、本年（一六一五）のオランダ船来航開始が八月中旬である故、全て前年（一六一四）の輸入品である（「表2」参照）。

## 2. 日本仕入品の購入

平戸商館での日本仕入品購入は、毎年バンテン商館（東インド政庁）

から送付されて来る注文書に基づき実施された。バンテン商館は、一六一五年六月十日付の平戸商館宛て書翰に添えて、日本仕入品に関する「（注文品）覚書 memoire」をエンクハイゼン号（同年八月平戸入港）で託送する<sup>(42)</sup>。同「覚書」に記載された注文品について、品目分類別に集計したものが「表6」である。

上記の書翰と「（注文品）覚書」には、バンテン・パタニ・香料諸島の諸商館向け商品の品目・数量が具体的に記され、また香料諸島として雇用日本人と日本の小船（一隻）を要望した上で、これら注文品をエンクハイゼン号と「会社」所有ジャンク船フォルタイン号（日本在住オランダ人ヤン・ヨーステンより購入）にて指示した諸商館へ発送すべき旨、記載されている。

注文品の内容は、「表6」に示す如くアジア海域での貿易資金となる日本銀と共に、銅・鉄・鋼などの金属類が数量的に大きな割合を占めており、また香料諸島向として多量の食糧品発送が期待されている。

平戸商館では、この「（注文品）覚書」に基づき、平戸をはじめ商館員の駐在する長崎・上方等で商品購入が実施された。前述の上方駐在員ウォルテルセンからの取引報告書翰によれば、「表5」に示す様に大坂・堺・京都において、木材・和紙・銅・絹衣服の4品目が購入されている。これらの商品は、輸入品の販売代金をもって、同様に定宿主を介して購入されたもので、遂次平戸に向けて送付された。日本銀については、京都の宿主（ジュヒョウエ殿）の仲介をもって、回収代金の丁銀を純良な灰吹銀に両替した上で平戸に送付する旨、同駐在員の「一六一五年七月二十九日付け平戸商館宛て書翰」には記載する（「表5」参照）。

## 第三節 出帆船と輸出品（日本仕入品）

この時期のオランダ船出帆は、来航船の帰帆と共に、一六一五年以降

表6 日本仕入品の「(注文品)覚書」～1615年6月10日付、バンテン商館作成～

分類	品目	数量	付記事項	発送船	
A：金属類					
	銀	silver	多量	精良銀	H・E
	銅(棹銅)	cooper in staefken	10,000斤	バンテンでの販売向	E
	銅(丸銅)	cooper in brood	20,000斤	—	H・E
	鉄	ijser	50,000斤	バンテンでの販売向	E
	鋼	stael	若干	モルッカ諸島向	E
B：穀物類					
	米	rijs	多量	モルッカ諸島の要塞・船舶向	
	小麦粉	meel	—	同上	E
	大麦	garst	—	同上	
	豆	erten off boon	—	同上	E
C：薬種類					
	樟脳	campher	10,000斤	オランダ本国向け見本用	
	麝香	muscus	—	—	E
D：工芸品					
	漆器	lackwerk	若干	オランダ本国向	E
E：武器類					
	日本刀剣	Japponse sabel	12本	金銀装飾付、バンテンでの贈呈用	E
	硫黄	sopher	若干	コロマンデル海岸向け見本用	E
F：加工食品類					
	砂糖漬生姜	geconfijten gember	—	モルッカ諸島の要塞・船舶向	E
	塩漬・干肉	gesouten en gedroocht vleesh	多量	同上	E
	塩漬・干ベーコン	gesouten en gedroocht speck	多量	同上	
	塩漬・干魚	gesouten en gedroocht visch	多量	同上	E・F
	パン	broot	—	同上	
	油	olije	多量	同上	F
	豚脂(ラード)	verckens smeer	—	—	F
G：木材					
	板材	plancken	—	船舶・家屋用の良材	F
H：各種品					
	鉞	parang	50,000～100,000個	ソロール島向(白檀伐採用)	E
	斧	bijl	—	—	F
	鶴嘴	houwel	—	—	F
	スコップ	shop	—	—	F
	鋤	spaed	—	—	F
	釘	spicker	—	—	F
	錨	ancker	—	—	F
	綱	touw	—	バンテン向(見本送付)	
	馬	paerd	2頭	バンテンでの贈呈用	E

史料：「平戸商館受信文書」(NFJ,276)；Jan Pietersz. Coen Bescheiden (『J. P.クーン文書』)、dee-2. pp.1-9. — 記載なし  
Overgekomen brieven (VOC.1063, f.445-6. facturen)

註：発送船は、上記バンテン発送「(注文品)覚書」の受領後における平戸出帆船「送り状」(3隻分伝存)に基づくもので、筆者による表出である。  
1615年12月から翌1616年2月の間に3隻出帆、H:ジャンク船ホープ号(シヤム向)、E:エンクハイゼン号(バンテン向)、F:ジャンク船フォルタイン号(バンテン向)。

表7 1615年度の出帆オランダ船一覧 (1615.3月~1616.2月出帆の4隻)

[単位：f.グルデン]

記帳日	船名	記帳額	日本仕入品額	返転送品額	積荷経費	渡航地
1615.3.6	ヤカトラ号	f. 66,172: - : 7	f. 63,512: 5: 8	f. 2,591: 9: -	f. 68: 5: 15	パタニ
1615.12.30	ホープ号	16,268: 15: 6	14,000: 2: 8	2,232: 7: -	36: 5: 14	シャム
1616.2.28	エンクハイゼン号	150,005: 6: 12	130,124: 6: 8	18,952: 8: 3	928: 12: 1	バンテン
1616.2.28	フォルタイン号	12,711: 17: 2	12,340: 19: 15	117: 10: -	253: 7: 3	バンテン
合計	4隻	f. 245,157: 19: 11	f. 219,977: 14: 7	f. 23,893: 14: 3	f. 1,286: 11: 1	

史料：Overgekomen brieven (VOC.1062 ff.118-121; VOC.1063 ff. 444-446, 476-481. facturen)

註1. ジャンク船のホープ号とフォルタイン号2隻は、共に渡海朱印状を受給した「会社」所有の朱印船。

註2. 返転送品は、インド木綿・オランダ製鏡・香料諸島産肉苳蔻・捕獲品(黒檀・麝香)など合計9品目。

価額単位：丁銀10匁=2.9375グルデン換算。

註3. エンクハイゼン号とフォルタイン号の2隻には、雇用日本人都合60名が乗船する(VOC.1062 ff. 115-117)。

平戸商館が派遣した朱印船(「会社」所有のジャンク船)がシャム・バンテンに向け渡航した。更に、来航船の不足を補う策として、既述の如く一六一〇年以降日本の朱印船による便乗貿易が開始され、シャム・パタニ・交趾向け渡航貿易が実施される。

本年(一六一五)の出帆船は、同年三月ヤカトラ号(前一六一四年八月の来航船)がパタニ商館に向け、また同年十二月末ジャンク船ホープ号(捕獲船サン・アントニオ号を改名)がシャム商館に向けて、それぞれ出港した。更に、本年の来航船(2隻)の出帆は、翌一六一六年二月三月の間にパタニ・バンテン両商館に向けて出帆した(新たに購入したジャンク船フォルタイン号を含めて計3隻)。

上記出帆船の發送積荷品について、伝存する「送り状」に基づき集計したものが「表7」である。但し、ヤカトラ号(一六一六年三月出帆)の「送り状」は伝存を欠く故、都合4隻分の集計である。表中の記帳額とは、出帆船の「送り状」記載額のこと、その内訳は積荷品とその積荷経費(平戸での梱包・船積費用)であり、積荷品は、日本仕入品と返転送される輸入品によって構成されている。本年の發送品額(一六一五年三月~一六一六年二月出帆4隻分)は、日本仕入品二一九、九七七グルデン余(換算銀額七四八貫八六〇匁余)、返転送品二三、八九三グルデン余(捕獲品を含む9品目)となる。

この元和初期、平戸商館から如何なる日本商品が海外に發送されたのか、この点を具体的に示したのが「表8」である。同表は、出帆船(4隻)積載の日本仕入品について、各船「送り状」に基づいて、品目分類別にその数量・仕入額を集計したものである。その内訳は、日本銀が大きな割合(仕入額にして6割余)を占めると共に、多量の武器類・食糧品をはじめ船舶・要塞建造用資材(木材・鉄製造具類)である。これら發送品は、既述したバンテン商館から送付されて来た(「注文品」覚書)

表8 1615年度 オランダ船の輸出品（日本仕入品）分類別一覧」（1615.3月～1616.2月；出帆船4隻分）

[単位：f. グルデン]

分類	品目	数量	仕入額 (%)	備考
<b>A：金属類</b>				
銀	silver	* f. 145,062:11: 4	65.94%	ベルフ銀（呼称「fabucquij」灰吹）等
銅	coper	120,115斤	29,715: -: 5 13.51	大坂仕入品、一部オランダ本国向
鉄	iser	66,568斤	3,057:19:15 1.39	棹状（in staven）
鋼	stael	984斤	158:16: - 0.07	
<b>B：穀物類</b>				
小麦粉	taruwemeel	10斤 f.	41: 2: 8	
小豆	roode boontgien	1,080升	39:13: 8	見本用、単位：マート maet（升）
<b>C：工芸品</b>				
漆器	lackwerck	107個 f.	877:11: 9	金箔（vergulde）付、膳箱・筆入・盃等
日本の反物	Japansche stuckwerck	31反	325:14: -	オランダ本国向見本品（羽二重・綾）
<b>D：武器類</b>				
日本の刀剣	Japansche sabel	235本 f.	1,284: 8: 7	一部バンテンでの贈呈用（12本）
日本の槍	Japansche spies	57本	244: 8: -	一部雇用日本人用（45本）
日本の弓矢	Japansche boog, pijl	11張	27:18: 2	矢300本、弦28本、雇用日本人用
大砲（銅製）	copere metalen falcoen	3門	1,382: 4: -	銅製ファルコン砲、平戸で铸造
日本の鉄砲	Japansche roer	122挺	1,298:13: 6	一部雇用日本人用
日本の火縄	Japansche catoene lont	1,550斤	182: 2: 8	
弾丸（鉄製）	ijsere coegel	16,348個	5,157:10: 5	鑄型による注文品、鎖弾を含む
硫黄	swavel	8,250斤	635: 4:11	
硝石	salpeter	2,225斤	653:11: 4	
<b>E：加工食品</b>				
砂糖漬生姜・蜜柑	geconfijten gember	7,040斤 f.	7,314: 7: 8	蜜柑（geconfijten citroenschel）
塩漬肉・干魚	gesouten vleesch	55,944斤	3,863: 9: 7	干魚（gedroochden visch）
ビスケット	Japansche bisschuit	3,300斤	339: 5:10	
豚脂（ロード）	verckensbooter	1,885盃	184:11: 4	単位：コップ cop（盃）
植物油	boomolije	990升	465: 6: -	呼称「ごまあぶら gomma-abra」
日本の酢	Japansche asijn	5,002盃	209:18: 4	
<b>F：木材</b>				
梁・板材・厚材	balck, planck	547個 f.	883:12: -	梁材271本、板材276枚
砲架用厚材	swalp	308本	722:12: 8	
砲架用車輪材	wiel tot rampaard	196個	199: 3: 4	
砲架用スポーク	houdtspaeck	495本	72:14: 1	
斧用柄	bijlsteel	815本	23:18:13	
<b>G：各種品</b>				
鉞	parang	99,473本 f.	8,140: 8: -	銅製、ソロール島向（白檀伐採用）
斧	bijl	1,625本	651: 7:13	大工用等
鉄製道具類	spade, schop, spitlap	1,754個	720:15: 8	鋤・スコップ・鶴嘴等
釘	spijcker	32,938斤	3,861: 8:10	各種
滑車	schuijf	26個	162:14: 3	鉄・銅製、船舶用等
錨	ancker	3個	375:14: 2	
魚脂	traen	548升	209: 5: 5	32壺、船体塗装用
馬	paerd	4頭	711: 9: 4	伏見等で購入、バンテンでの贈呈用
日本の小船	Japansche larcque	1隻	721: 2: 9	フォルタイン号に同航
合計（4隻）			f. 219,977:14: 7（100.00%）	「日本仕入品総額」（「表7」参照）

史料：Ms. N. A., Overgekomen brieven (VOC.1062. ff.118-121; VOC.1063. ff.444-6, 476-81)

※未記載

価額単位：丁銀10匁=2,9375グルデン換算。表中の品目別仕入額の総計は、合計額に対して10ペニングの誤差（不足）有り。

記載の品目と略々一致している（表6・8）（参照）。

## 第五章 軍事的補給地としての平戸商館

オランダ勢力は、十六世紀末のアジア進出当初より、優越した軍事力を背景に同海域での商圏拡大策を進める。その過程で、既述の如く平戸商館は、一六一三年以降スペイン勢力との武力抗争が継続していた香料諸島やバンテン商館（「会社」のアジア現地の本拠地）等に向けて、軍需品としての食糧品・武器類・船舶要塞用資材、兵士・水夫等に雇用した日本人を発送した（表7・8）（参照）。

この平戸の軍事的補給地としての機能は、本稿の対象期間（一六〇九～一六年）以降も継続、一六一七年以降同地は、オランダ遠征諸艦隊（J・ラム艦隊・蘭英防禦艦隊）の寄港地・出撃基地となるに至り、その役割は益々強化される。猶、同機能のうち雇用日本人の海外輸送は、元和七（一六二二）年五月幕府の課した「禁令」（武器類・雇用日本人の発送と日本近海での海賊行為の禁止）を契機に途絶するが、各種軍需品の発送は、平戸商館時代を通して継続される。その発送実態は、伝存する出帆各船の「送り状」や同商館作成の「会計帳簿」によって、具体的に知ることができる。<sup>(44)</sup>

平戸商館の機能について、かつて加藤榮一は、一六一七年から一六二〇年に至る期間の平戸発送品を示した上で、同時期を「戦略的拠点」と結論する。即ち、「平戸商館は、その設立当初から、東南アジア水域におけるオランダ船の貿易活動と軍事行動を支えるための拠点としての役割を担わされ、多分にその戦略的機能が貿易の中継市場としての機能以上に重視されていたことが明らかとなった。特に一六一七年以降、オランダの海上勢力の活動が活発化するにつれ、平戸商館は連合会社の兵站基地としての性格を露わにし、（中略）一六二〇年十二月に蘭英防禦艦

隊船が平戸を母港として結成され、（中略）ここに至って平戸商館の戦略的拠点としての役割は、頂点に達した。」とする。<sup>(45)</sup> 猶、本稿では、軍事的補給地としての機能について、前述の如くその始期を一六一三年の香料諸島向け軍需品発送開始時とした。

これに対して永積洋子は、加藤の考察方法を批評し、「会社」の日本貿易に対する期待や平戸発送軍需品について記載した書翰類を引用して、全く対立する結論を提示する。即ち、「いやしくも会社の戦略を論じる以上、本社の十七人会（本国の重役会―引用者注）と東インド総督の間でどのような書簡が取り交わされ、日本にどのような命令が伝達されたかを検討しなければならぬ。」として、当時本国の「会社」重役会と東インド政庁間の往復書翰・訓令書等を使用しての考察が行われている。<sup>(46)</sup>

そこにおいては、平戸商館発送の軍需品について、武器類（大砲・鉄砲・鉄砲玉・火薬・硝石・火縄の6品目）と食糧品（米・肉・魚など6品目）に関する書翰類の記載内容を示した上で、「武器輸出の禁止令（一六二二年）が出される以前から、日本製のもは品質が劣るため役に立たず値段も高いので、バタヴィア（東インド政庁―引用者註）も本国からも断られていた。（中略）幕府から禁止令が出されたのでオランダ人の武器輸出は止んだと思われる。」とする。更に「米以外の食料は、当初から殆ど期待されていなかった。（中略）それが俄かに注目されるのは、香料諸島占領計画が実行された一六一八年から一六二〇年という極めて短い期間に過ぎない。」として、次の結論が提示される。即ち、「一六一〇年代にさえ（平戸商館がオランダ東インド会社の戦略拠点）とはとても言えないことは、（平戸発送の）武器・食料について、クーン書簡集により再検討することによって明らかになったと思う。」<sup>(47)</sup>

この永積論稿は、当時平戸商館から発送された軍需品を武器類と食糧品とした上で、両者の一部品目に関する品質評価や注文状況を記載した

書翰類の事例を示して、上記結論に至るものである。しかし、この問題を論じる場合には、実際上の軍需品発送状況を明らかにすることが最重要課題であろう。同氏が再検討のために使用した史料（オランダ本国と東インド政庁間の往復書翰等）は、特定の品目及び時期に関する断片的情况を記載したものであって、これら書翰類によって軍需品の発送実態を明らかにする上では、当然限界を有することになる。

同氏は、「鉄砲玉」(ijzere kogel 鉄製弾丸)について、日本製のもの（一六一五年一月バンテン商館搬入品）が品質不良である旨を記載した東インド政庁の本国宛て書翰（一六二五年十月二六日付）を紹介して、それ以降平戸商館からの発送は途絶したかの如く述べるが、事実はそれとは異なる。<sup>(48)</sup> 本稿で示した一六一五～一六六年の発送品実態（表8）を見れば、「鑄型により鑄造された各種鉄製弾丸 *verscheijde ronde ijzers kettinghoegels conform de nefensgaende mallen*」一六、三四八個が、バンテン向けに発送されている（一六一六年二月出帆のエンクハイゼン号とフォルタイン号2隻の積載品<sup>(49)</sup>）。この発送実態は、平戸においてバンテンから送付された鑄型に基づき鑄造された「鉄砲玉」が、再度バンテン向けに発送されたことを示すものである。

武器類には、永積が事例として示した6品目以外に、刀剣・槍・薙刀・弓矢・硫黄などが発送されており、それは同氏の推測に反して幕府の「禁令」発布（一六二二年）以降も継続するのである。<sup>(50)</sup>

平戸商館が「会社の戦略的拠点であるか否か」、この点に関して軍需品（武器類・食糧品）の発送状況をその判断要素とする点において、加藤・永積両氏とも一致している。但し、この軍需品としては、既述した如く船舶・要塞建造用の各種資材（木材・石材・鉄製道具類）をも含めるべきであろう。個々の木材・石材は、決して軍需品とは言えないが、それが要塞建設に使用され堅牢な石壁に姿を変えた時、刀剣や鉄砲など

の武器類同様、否それ以上に軍事的有用性を発揮したであろう故である。

#### まとめ

以上、本稿で述べた内容を要約する。

日蘭貿易の開始は、一六〇九年家康政権の来航貿易要請に対し、オランダ勢力側がそれに応じるかたちで実現する。この外交貿易関係の成立は、同政権が進めた和親外交・貿易促進策を基調とした対外政策と、当時オランダ東インド会社が展開していたアジア海域での商圏拡大策、この両者の対外政策を背景としたものであった。

即ち、家康政権において、当時アジア海域で優越した海上軍勢力をもって商圏拡大を展開していたオランダ勢力は、決して無視できない勢力であり、特に東・南シナ海を渡航する日本船の安全確保上、オランダ勢力との友好的関係は不可欠の状況であったと言える。

一方、オランダ側の日本進出は、敵対するイベリア勢力との対抗上、アジア海域商圏の既得権拡大策として実施されたもので、決して日本貿易での利益獲得に十分な見通しをもった上での進出ではなかった。即ち、この時期の「会社」は、わが国最大の需要品である中国商品（生糸・織物類）の仕入市場確保が、未だ達成されていない段階にあった。従って、「平戸商館初期」の貿易は、来航隻数も僅少（年平均1隻程度）で取引量も小規模なものに留まり、「会社」側が期待した日本銀の獲得は、当然僅少な状況にあった。

斯様な状況において、平戸商館では様々な貿易開拓が実施された。その開拓の過程において、一六一三（慶長十八）年以降海外諸商館に向けた軍需品（武器類・食糧品・船舶要塞用資材）や日本人（兵士・水夫等に雇用）の発送が開始される。この軍需品発送貿易は、当時スパイス（丁子）貿易をめぐってスペイン勢力との武力抗争が継続していたモルツ

カ諸島等に仕向けられ、これ以降の平戸商館は、「会社」の軍事的補給地としての機能を担う交易地となる。この平戸商館の機能は、その後一六一七年から一六二二年の期間、同地がオランダ遠征諸艦隊（ラム艦隊・英蘭防禦艦隊）の寄港地・出撃基地となるに至り、益々強化されるのである。

〔註〕

- (1) 加藤榮一「連合東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館一九八九年所収、同「幕藩制国家の形成と外国貿易」校倉書房一九九三年、再録)、同「公儀とオランダ」(深谷克巳他編『藩制国家と異域・異国』校倉書房一九八九年所収)。永積洋子「平戸商館はオランダの戦略拠点か」(中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館一九九七年、所収)。
- (2) 『通航一覽』(国書刊行会叢書) 卷一九一、一四四頁。
- (3) 『通航一覽』卷一八二、五頁。
- (4) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館一九八五年、二二四～六頁。
- (5) 『通航一覽』卷一八〇、五八〇頁。
- (6) 『當代記・駿府記』統群書類従完成会、一九九五年)、二二四頁。
- (7) 一六二三年一月二九日・同年二月十一日付平戸商館長H・ブラウエルの東インド総督P・ポート宛て書翰、Missiven van Hendrick Brouwer aen den Gouverneur-Generaal Pieter Both, 29 januarij, 11 februarij 1613. (Ms. N.A. Overgekomen brieven. voc.1056. ff. 30-36.)
- (8) 『通航一覽』附録卷一四、四五二頁。
- (9) 『異国御朱印帳』(村上直次郎訳注『異国往復書翰集・増訂異国日記抄』駿南社一九二九年)、附録二八三～四頁。
- (10) 慶長八(一六〇三)年十月五日付け安南国大都統瑞国公(交趾国王阮氏)宛て返書において、「商人住居可随所思、商船貨財不可侵掠之印札付与焉」と記載して、来航と取引の安全・貿易地選択の自由を保障する朱

印状を付与する旨、記されている(『通航一覽』卷一七一、四八四頁)。- (11) J.K. de Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-indie*, Amsterdam 1865, deel-3, pp. 296-7.
- (12) 『通航一覽』卷二四〇、一八八～九頁。本多上野介正純の「阿蘭陀国主」宛て書翰には、「抑不異前約、商船到着于本朝松浦津、可得売買之利者、宜任船主之意旨、吾国主之所許命也、莫訝」と記載する。商館長スペックスは、この参府時に大御所家康より来航地として浦賀を勧められ同港視察を実施した。しかし、既に平戸に多額の費用を要して商館を建設したことで、今後とも平戸を来航地とすることを決定した旨、参府同行のH・ブラウエルは、東インド総督宛書翰に記している(註7参照)。故に、上記本多正純の書翰は、オランダ側の意向を容れて、来航地を今後とも平戸にすることを承認した事情が窺える。

(13) (註7) 参照。

- (14) 東京大学史料編纂所編『イギリス商館長日記』訳文編之上、一六一五年十月十七日の条。
- (15) J.R. Bruijn, F.S. Gastra and I. Schoffer eds, *Dutch-Asiatic Shipping in 17<sup>th</sup> and 18<sup>th</sup> centuries*, vol-2, The Hague 1979, pp. 14-25.
- (16) 『東インド諸島への航海』(大航海時代叢書 第II期⑩、岩波書店一九八一年)、解説五五〇～四頁。村上直次郎・中村孝志訳校注『バタヴィア城日誌2』平凡社、一九七二年、一七六頁。
- (17) J.K. de Jonge, *De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-indie*, deel-3, p.58. 『バタヴィア城日誌1』二八頁。
- (18) 『バタヴィア城日誌』九一頁。
- (19) J.K. de Jonge, *ibid.*, deel-3, pp. 82-83.
- (20) *ibid.* deel-3, pp. 294-295.
- (21) Instructie voor den Gouverneur-Generael Pieter Both ende raden van Indie, 14 november. 1609. (Van der Chijs, ed., *Nederlandsch-Indisch Plakaatboek 1602-1811*, The Hague 1885-1990, deel-1, pp. 4-22.)
- (22) M.A. van Rieede van der Kloot, *De Gouverneurs-Generaal en Commissarissen-Generaal van Nederlandsch-Indie 1610-1888*, s-

- Gravenhage 1891, pp. 24-25, 27-28, 31.
- (23) 「ファン・ネック指揮による第二次航海の記録」(『東インド諸島への航海』、三二七～四八五頁。村川堅固・尾崎義訳『セーリス日本渡航記・ヴィルマン日本滞在記』雄松堂書店一九七〇年、三二六～七頁。
- (24) 『モルガ・フィリピン諸島誌』(大航海時代叢書、第Ⅰ期⑦)、岩波書店一九六六年)一八九～二二二頁。
- (25) 『セーリス日本渡航記・ヴィルマン日本滞在記』三三三頁。加藤榮一前掲書『幕藩制国家の形成と外国貿易』六七頁。
- (26) 『モルガ・フィリピン諸島誌』二七九～二八八頁。
- (27) 『セーリス日本渡航記・ヴィルマン日本滞在記』三三〇頁。
- (28) Resolutie op den 20 september anno 1609 door convocatie van den president de breede raden op 't schip den Rooden Leeuw met Plijen verhadert. (Ms. N.A. aanwinsten 1910 xv-3)
- (29) 加藤榮一前掲書『三三三～三三三頁』。
- (30) Missive van J. Speex ujf Firando aen de caner Amsterdam in dato 27 october 1611. (Overgekomen brieven 1614, voc.1056 ff. 93-94)
- (31) Letter of William Adams at Hirado to his unknown friends and countrymen at Bantam, 23 october 1611. (Anthony Farrington ed, *The English Factory in Japan 1613-1623*, The British Library 1991, vol-1, correspondence no. 6, pp. 65-74.)
- (32) (註7) 参照。
- (33) (註7) 参照。
- (34) Letter of William Adams at Hirado to A. Spalding at Bantam, 12 january 1613. (*The English Factory in Japan 1613-1623*, vol-1, correspondence no. 8.)
- (35) 前掲書『異国往復書翰集・増訂異国日記抄』三三二頁。一六一五年十月三〇日付シヤム向ジャンク船ホープ号の「送り状 factura」(Overgekomen brieven 1617, voc.1063, ff. 445-446.)
- (36) 拙稿「寛永後期における幕府の対外政策とオランダ船貿易」(藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』雄山閣出版一九九八年)四一頁「表1」。
- (37) H.T. Colenbrander ed., *Jan Pietersz. Coen bescheiden omtrent zijn bedrijf in India*, deel-4, 's-Gravenhage, 1922, pp. 342, 384.
- (38) Memorie voor de Chineesen die dit jaer naer China ghaen om mede te brengen 't haerlieden comste, 28 august 1608. (voc. 634), Factura van de goederen naer 't vaderlant met het ship Gouda in Parane, adij 25 september 1608. (voc.633)
- (39) Resolutie gearresteerd 7 november 1615. (Overgekomen brieven 1617, voc.1061, ff. 252-253.)
- (40) 一六一五年十二月～翌一六一六年二月平戸出帆各船「送り状 factura」(voc.1063, ff. 445-446, 476-481).
- (41) Ontvangen brieven (「平戸商館受信文書」NFJ, 276)°
- (42) H.T. Colenbrander ed., *Jan Pietersz. Coen bescheiden*, deel-2, pp. 1-9, Ontvangen brieven (NFJ, 276)
- (43) Overgekomen brieven 1618-19 (voc.1066, ff. 321-331, voc.1068, ff. 400-41), Negotie Journal des Comptoir Firando 1620-24 (NFJ,829), *J.P. Coen bescheiden*, deel-1, pp. 293-294.
- (44) Overgekomen brieven 1617-1620 (facturen, voc.1061-1070), Negotie Journal des Comptoir Firando 1620-1640. (NFJ, 829-840.)
- (45) 加藤榮一前掲書『幕藩制国家の形成と外国貿易』七一～七六頁。
- (46) 永積洋子前掲論文「平戸商館はオランダの戦略拠点か」一八八頁。
- (47) (註46) 一九八・二〇一・二〇三～四頁。
- (48) (註46) 一九五頁。
- (49) Overgekomen brieven 1617 (voc.1062, ff. 118-121, voc.1063, ff. 476-481.)
- (50) Negotie Journal des Comptoir Firando 1620-1640. (NFJ, 829-840), 一六四〇年十一月出帆船(ヴィンテン・エレフマント号)の積荷品として「日本の火薬 Japanese boscruijt」一・二二〇斤がタイオワン商館向けに発送される(「平戸オランダ商館の会計帳簿」仕訳帳一六四〇・四一年)。(平戸市史・海外史料編Ⅲ、一九九八年)二六〇頁。